

今回のテーマ

●iDeCoの税制優遇 他制度との比較

平成29年3月21日

組み合わせて上手に活用

例えば…

- iDeCoに加入しながらNISAで運用
- iDeCoと小規模企業共済の両方に加入して所得控除額をアップ！ など

ご紹介した制度は併用して加入することもできます。ご自身のお立場によって加入できるものが異なります。

税制以外にも、お受取になれる年齢や貯蓄・資金の運用方法、元本確保の有無などの違いもあります。それぞれのライフプランにあわせてご活用ください。

本年より個人型確定拠出年金（以下iDeCo）に加入できる方の範囲が広がりました。当社にもiDeCoに関するお問合せを多数いただいております。今回は、iDeCoの大きなメリットである税制優遇を他の年金制度・NISAの税制と比較して紹介します。

●iDeCo以外の老後資金貯蓄制度

iDeCoでは、拠出時・運用時・受取時にそれぞれ税制優遇を受けられます。iDeCo以外にも、ご自身で準備できる老後資金として、国民年金基金・財形年金・個人年金保険・小規模企業共済があります。また、税制優遇が受けられる貯蓄制度として、NISAがあります。

	iDeCo	NISA	国民年金基金	小規模企業共済	財形年金	個人年金保険
拠出時	全額所得控除	税制優遇なし	全額所得控除	全額所得控除	税制優遇なし	所得控除 限度額あり
運用時	非課税	非課税 (毎年120万円 まで、投資から最 長5年間)	-	-	非課税 (550万円まで)	受取時まで 課税繰り延べ
受取時 (払出時)	課税 退職所得控除、 公的年金控除の 適用がある	非課税	課税 公的年金等控除 の適用がある	課税 退職所得控除、 公的年金控除の 適用がある ※受取時65歳以上 の場合	非課税	課税 各種控除なし

●拠出時の税制

掛金や保険料など貯蓄資金を支払った分についての税制優遇のことをいいます。

iDeCoは掛金額分が全て所得控除の対象となります。国民年金基金、小規模企業共済も同様に全額控除となります。

なお、国民年金基金については、iDeCoの掛金と合わせて月額68,000円を超えることはできません。

●運用時の税制

運用して得られる利子や利益についての税制優遇のことをいいます。

iDeCoは非課税で、運用して得られる利子や利益にかかる税金がありません。NISA・財形年金も非課税です。

個人年金保険は受取時まで運用益に対する課税が繰り延べられます。

財形年金は非課税額の上限が550万円、NISAは毎年120万円で、非課税期間が最長5年です。

●受取時の税制

運用してきた資金を受け取る時の税制優遇のことをいいます。

iDeCoでは、一括して受け取るものを一時金、分割して受け取るものを年金と呼びます。

iDeCoと小規模企業共済は一時金で受け取った分は退職所得控除、分割して受取った分は公的年金等控除の対象となります（中途解約等を除く）。

NISAや財形年金は非課税のため、受取った資金に税金はかかりません。

■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品をご紹介するためのものであり、金融商品取引法（昭和23年法第25条）に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除（市場価格調整）を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本（払込保険料相当額）を下回ることがあります。